

工事費内訳書の提出に関する説明書

1 概要

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条の規定により、公共工事の入札に係る申し込みの際に、その金額に関わらず、入札金額の内訳を記載した書類（以下「工事費内訳書」という。）を提出するものとされております。

2 対象

組合が入札により発注する全ての工事とします。

3 提出書類

組合で配布したものと同一内容のものを使用してください。なお、工事内訳書等のデータを希望される場合は、ekumiai@atkankyo.or.jp までその旨ご連絡ください。

4 提出方法

工事費内訳書は、第 1 回の入札書に同封し提出してください。なお、再度入札の際には提出は必要ないものとします。

5 工事費内訳書の不備等による入札の無効の取扱い

開札時に入札書と工事費内訳書を照合し不備がないか確認を行います。なお、工事費内訳書が次のいずれかに該当するときは、その入札を無効とします。

- (1) 工事費内訳書を提出しないとき。
- (2) 工事費内訳書の工事価格(工事費の総額)と入札書記載金額が一致しないとき。
ただし、千円未満の端数を切り捨てた額を入札書記載金額としている場合を除きます。
- (3) 一括値引き及び出精値引き等の減額に関する項目があるとき。
- (4) 工事費内訳書の内容に不備又は疑義があると認められるとき。
- (5) 上記以外で不備があると判断したとき。